

令和2年第6回久万高原町議会定例会

令和2年12月18日

○議事日程

令和2年12月18日午前9時31分開議

- 日程第1 議案第 97号 久万高原町議会議員及び久万高原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第 98号 久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第 99号 久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第100号 令和2年度久万高原町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第101号 令和2年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第102号 令和2年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第103号 令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第104号 令和2年度久万高原町立病院事業会計補正予算補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第105号 令和2年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第106号 令和2年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第11 請願第 1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書

○追加議事日程

- 追加日程第1 報告第 22号 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について
- 追加日程第2 議案第107号 令和2年度久万高原町一般会計補正予算（第4号）
- 追加日程第3 議案第108号 動産の取得

- 追加日程第4 発議第 10号 地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書について
- 追加日程第5 発議第 11号 小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に関する意見書について
- 追加日程第6 発議第 12号 防災・減災対策、国土強靱化の充実強化を求める意見書について
- 追加日程第7 発議第 13号 私立高等学校におけるICT環境の充実等に関する意見書について
- 追加日程第8 発議第 14号 私学助成の充実強化等に関する意見書について
- 追加日程第9 議会改革特別委員会報告
- 追加日程第10 農業の未来を拓く特別委員会報告
- 追加日程第11 林業を未来につなぐ特別委員会報告
- 追加日程第12 旧国道33号線の町への一部委譲についての緊急質問
- 追加日程第13 議案第109号 動産の取得について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

1番	高橋末廣	2番	岡部史夫
3番	天野辰晴	4番	田村昭子
5番	川崎勝弘	6番	熊代祐己
7番	玉井春鬼	8番	瀧野志
9番	大原貴明	10番	中野克仁
11番	森博	12番	中川武志
13番	日野明勅		

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町	長	河野忠康	副町長	佐藤理昭
教	育	長 小野敏信	総務課長	木下勝也
総務課総合戦略監兼		田村裕子	保健福祉課長	西森建次
情報政策推進室長				
建設課長		猪上浩明	環境整備課長	釣井好春
林業戦略課長		菅隆則	住民課長	西村哲也
ふるさと創生課長		松本利広	農業戦略課長心得	高木勉
農業委員会事務局長心得		近澤雅彦	会計管理者	中川茂俊
病院事業等統括事務長		渡部定明	教育委員会事務局長	辻本元一
消防本部消防長		高野貢		
代表監査委員		菅洋志		

○議会事務局

事務局長 篠崎慶太

事務局

(朝 礼)

議 長

本日の出席議員は13名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時31分)

議 長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長

お諮りします。

日程第1、議案第97号から日程第3、議案第99号までの条例の制定についてに関する3件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第1、議案第97号から日程第3、議案第99号までの条例の制定についてに関する3件は、一括議題にすることに決定をしました。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長

総務文教厚生常任委員会議案審議結果報告書。令和2年12月18日。

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第97号、議案第98号、議案第99号につきまして、12月11日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。

審議に入る前に、12月10日の本会議における質疑の中で、報告を求めておりましたので、教育委員会、町立病院、総務課から報告がありました。

教育委員会からは、美川中学校上の教員住宅の戸数は7戸で、入居は1戸である。

今回、予算を計上している温水器の工事は、国道33号の川向かいにある美

川中学校の教員住宅で、戸数は4戸、全て入居しているとの報告がありました。

次に、町立病院からは、現在の病床利用率は77.9%で、そのうち一般病床については、70.2%との報告がありました。

総務課からは、求められた報告事項が委員会の付託議案に関することであるため、その説明の際に、併せて報告するとの説明がありました。

議案第97号「久万高原町議会議員及び久万高原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」、公職選挙法の改正に伴い、町議会議員選挙及び町長選挙においても、選挙運動費用の一部を負担の対象とすることが可能となったので、その手続を規定するために、新たに条例を制定するものであり、費用負担の概要等について、担当課から説明がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第98号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」。

個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準に見直しとして、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を引き上げ、被保険者のうち、一定給与所得者等が2人以上いる世帯の軽減。判定基準の見直し等が趣旨であるとの説明が、担当課からありました。

審議した結果、議員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第99号「久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

電気自動車等に搭載される電池の大容量化に伴い、今後、全出力が50キロワットを超える急速充電設備が普及していくことが想定されることから、全国的な基準が国から示されたことに伴い、急速充電設備の全出力の上限を50キロワットから200キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置として、位置構造及び管理の基準を改めるもの。

また、出力50キロワットを超える急速充電設備を設置する場合は、消防庁に届出を要することを義務づけるものであり、令和3年4月1日から施行するとの説明が、担当課からありました。

審査では、充電器の大型化により、車のエンジンがかかった状態であれば、長時間にわたって非常電源として供給ができると思うが、今後、大いに利用さ

れる時代になるのかという質疑に、そのような活用ができると考えているとの
答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上です。

議長 委員長報告が終わりました。
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
熊代委員長、お引き取りください。
委員長の報告が終わりました。
これより、質疑、討論、採決について、1件ずつ行います。
まず、議案第97号「久万高原町議会議員及び久万高原町長の選挙における
選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第97号「久万高原町議会議員及び久万高原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第98号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長報告は可決です。
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 9 8 号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。
- 議 長 続いて、議案第 9 9 号「久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 9 9 号「久万高原町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。
- 議 長 日程第 4、議案第 1 0 0 号「令和 2 年度久万高原町一般会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第100号につきまして、12月11日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第100号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算(第3号)」

予算の補正額は、歳入歳出ともに1億1,017万3,000円が追加され、総額は113億3,239万8,000円となります。これは、前年度同期予算と比べ、13.4%の増額となっています。

歳入の主なものは、地方交付税は普通交付税1億2,770万5,000円の増額。国庫支出金は、低所得者保険料軽減国庫負担金413万5,000円の増額。障害者介護給付費負担金612万8,000円の増額。非常備消防費消防団設備整備国庫補助金210万円の計上。県支出金は、低所得者保険料軽減県負担金206万8,000円の増額。障害者介護給付費県負担金306万4,000円の増額。寄附金は、ふるさと久万高原応援寄附金100万円の増額。繰越金は、前年度繰越金3,378万1,000円の増額。諸収入は、自治総合センター助成金100万円の減額。町債は、合併特例債3億3,880万円の増額。過疎対策事業債4億1,500万円の減額となっております。

審査では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について、ワクチンが入ってきた場合の接種の方法まで、もう既に段取りがつかっているのかとの質疑に、接種について、具体的なところは、まだできていないとの答弁がありました。

また、情報通信基盤整備事業について、計画どおり進んでいるのかという質疑に、計画どおり進んでおり、事業が完了できるように状況を注視しながら進めているとの答弁がありました。

続いて、歳出の本委員会関係の主なものは、総務費では、こかげの陶芸用電気窯備品購入費101万2,000円。民生費では、配食サービス事業業務委託料162万6,000円。障害者自立支援給付審査支払等システム業務委託料198万円。障害者自立支援医療費構成扶助費198万円、障害福祉サービ

ス費扶助費 1, 225万6, 000円。障害児通所支援事業扶助費 144万4, 000円。介護保険事業特別会計繰出金 2, 282万9, 000円。

衛生費では、美川クリニックの備品更新 260万9, 000円。

消防費では、令和3年度新規採用職員の被服及び安全装備品等の購入費 130万円、携帯用デジタル簡易無線機備品購入費 704万円。

教育委員会関係では、GIGAスクール構想の公立学校情報通信ネットワーク環境整備工事管理委託料 250万円、GIGAスクール構想のタブレット等教材費 503万6, 000円、美川中学校教員住宅電気温水器改修工事 115万5, 000円となっております。

審査では、総務課関係につきまして、ガバメントクラウドファンディング事業の特産品開発をゆりラボの皆さんがするという話だが、ふるさと創生課のほうでも、観光協会に委託して、特産品開発事業をしているのが、連携がとれていないのではないかという質疑に、ゆりラボについては、ゆりラボに参加している個人が、起業者としてそれぞれの商品を開発していくことに対して、いろんな支援を行っているが、その根っこにある部分は同じだと思うので、それぞれの部分で連携しながら取り組んでいく必要があるとの答弁がありました。

住民課関係について、国保の公益化が進められており、いずれは一元化されると思うが、町民の皆さんにそれぞれどういう影響を与えるのかという質疑に、今現在、試算をしているところであり、正確な数字等が出ていないため、数字等が出たら報告をさせていただきたいとの答弁がありました。

また、国において、高齢者も2割負担というのを検討しているが、町民の皆さんに与える影響というのは、大きいのか小さいのかという質疑に、中間所得層については、少し影響が出るというふうに思われるとの答弁がありました。

保健福祉課関係では、例えば施設で看護、介護者として働く方々の子供が、年末年始に県外から帰省した際に、感染症対策で2週間休まなければいけない事例も生じると思うが、そういった状態が多く生まれた場合に、町内の介護施設、それから病院が実際に事業は回るのか、回らないのか、その対策はとれているのかという質疑に、現状把握のほうはある程度できているので、対策は今後とっていききたいとの答弁がありました。

また、ゆりラボで発熱等の症状がある方に対して、かかりつけ医のない方は、

県の受診相談センターにと書いているが、いきなり県のこのセンターというのではなく、間に保健センターなり町立病院なりが入って、町内で住民の困り事に対応できる体制をとることができないのかという質疑に、庁内では、役場あるいは保健センターに連絡をしてくださいということにしており、夜間でも役場に電話を頂けたら、保健師から直接電話させていただき、相談できる体制をとっているので、今後、徹底を図りたいとの答弁がありました。

消防関係では、自主防災組織については、しっかり訓練をすべきであり、強い意識を持たなければいけないと思うが、マンネリ化している中で、参加者も減少している。自主防災の訓練は必要だという意識が持続することを考えるべきではないかという質疑に、関係各課からは、持続性のあるように、計画をもって訓練内容を考えていかなければいけない。

今後は、避難所の運営訓練とか、それぞれイベントなどもやっていきたい。

危機意識、管理意識を持って、各課横断で取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

また、防災士の活用を検討しているかとの質疑に、それぞれの防災士の方、自主防災組織の中で、先導的な役割を果たしていると考えるが、さらに活用できるように努めたいとの答弁がありました。

教育委員会関係では、赴任される先生について、時代が変わっても地域に溶け込む姿勢は大いに持って、地域と学校とが一緒になって、子供の教育をするということには、教育委員会として、十分配慮していただきたいとの質疑に、教育委員会としては、家族帯同で赴任をしていただくことを歓迎しているが、ほとんどないのが現状であり、家族帯同を強いるということは、難しいが、歓迎はしている。それぞれの学校に、さらに申し上げたいとの答弁がありました。

また、教員住宅を一般に貸すというのは非常に壁が高く、厚いというのは承知しているのが、一部でも対応の方法はないかとの質疑に、全く使わないというのなら、国のほうに申請を出して使うことも可能とは思いますが、先生方のためにも、学校がある間、おこなうてはいけないということもあるとの答弁がありました。

旧久万町内に新四国さんがあるが、古くなって中が雨ざらし、日ざらしになっているが、今後どうするのかという質疑に、調べて回答するとの答弁があり

ました。

また、上浮穴高等学校の存続は、貴重な学びの場だが、現実には厳しい。町の部局横断的な取組や、具体的な議論が深まっているとは言い難く、町全体の問題として取り組んでいくべきではないかとの質疑に、今後、いかに町外、県外の子供たちを受け入れていくかということが大きな課題であり、町をあげて支援をしていただいていることは本当にありがたく、さらにこれから油断なく、存続に向けて努力をしていきたいとの答弁がありました。

また、最終的には、どうしても必要なものであれば、財政が許せばということにはなりますが、県立高校を町立高校にするとか、そういうことを考えられないかとの質疑に、実際に北海道では、道立高校を町立高校にした事例もあるので、そうしたことも研究として準備はしておく必要があるとの答弁がありました。

また、川下での学童保育について、教育委員会としてどう取り組んでいるのかという質疑に、条件が整ったところからということで、先日、面河小学校のPTAから学童保育の申入れがあり、地域運営協議会、またPTAも協力していただくということで、来年4月を目指して検討しているとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

熊代委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託されました議案第100号につきまして、12月14日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。議案第100号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算(第3号)」歳入の補正予算については、総務文教厚生常任委員会で報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の歳出の主なものは、農林水産業費309万円の増額です。内訳として、林道6路線の路面整備業務委託料330万、老朽ため池の金毘羅池堤体開削工事430万円、林業就業者支援事業補助金297万円の減額。美しい森づくり基盤整備事業補助金297万円の増額。

次に、土木費1,132万5,000円の増額であります。

内訳といたしましては、中野村地区法定外公共物の改良事業測量設計委託料100万円、町道3路線の舗装修繕工事400万円、町道市口線市口橋台撤去及び護岸復旧工事400万円。

次に、災害復旧費3,570万円の増額であります。

内訳としましては、林道11路線の崩土除去、路面整備等の業務委託料670万円、公共土木施設6か所の崩土除去、路線整備等の業務委託料1,600万円。令和元年度台風10号による町道落出線災害復旧工事1,300万円となっています。

審議の主な内容は、ふるさと創生課関係では、コロナの関係での経済対策について、しっかりとした対応ができていのかとの質疑に、経済対策を一層拡充するため、事業者向けにはコロナ対策に必要な備品購入や、改修等に対する補助金の支給、事業継続の補助金についても、活用できるように大幅な拡充も行った。

また、十分、対策をした上でのイベントを行っていただくという意味でのイベント助成についても、新規事業を立ち上げて、現在、実施しているとの答弁があった。

また、役場庁内の各課横断的に認識を一つにして、コロナ禍に対応する必要があるのではないかと質疑に、職員がそれぞれ工夫をしながら、懸命に対応

していると認識しているが、相談できずに非常に苦労されている方もいらっしゃると思われるので、聞き取りを強化し、漏れがないように、援助の手は差し伸べていきたいとの答弁があった。

また、イベント関係で、コロナ禍でも元気にしていこうという形で、町内の有志の方々が、手弁当でチームを立ち上げて、町を盛り上げようと計画をしているようだが、ふるさと創生課においては、そういった声をしっかり吸い上げて、積極的に対応するべきではないかとの質疑に、ふるさと創生課としては、安全対策をとった上で、町民の皆様が少しでも明るく、地域が元気になれるような取組については、精いっぱい、努力をしていきたい。

町を元気にしようとする方々が頑張っているので、これからも一緒になって頑張りたいとの答弁がありました。

また、天体観測館について、学芸員2名の定年が近いと聞くが、その方々に続く人材育成、確保はどのようにお考えかとの質疑に、天体観測館については、町の文化の発信には欠かせない施設であり、天体観測館の内容がきちんと維持できるように努めていきたいとの答弁があった。

林業戦略課関係では、林業就業者支援事業補助金について、年度途中の減額は、今後の要望見込みはないのか、もしも予算を超えて要望があった場合は、対応できるのかとの質疑に、当初、20人分を予算化してきたが、現在、3名であるため、10人分を減額した。予算を超えた場合は、しっかり対応していきたいとの答弁がありました。

また、製材業を営んでいる方々の多くは、事業承継に悩んでおり、存続が危ぶまれていると聞くが、その実態と今後の対策について、どう考えているのかの質疑に、町内には、森林組合の父野川事業所と菅生事業所、旧久万地域に民間の製材所が4つある。そのうち、現在、後継者と一緒にやられている方が1か所、残り3か所については、後継者が今のところいないといったような状況であり、事業承継については、検討の必要があると認識しているとの答弁がありました。

また、林業成長産業化の商社化については、当初の内容とは相当縮小されていると聞くが、商社化が林業の明るい兆しになる、しっかりした経営能力があって、引っ張っていけるといった説明がつく内容でスタートしていくべきでは

ないかとの質疑に、林業成長産業化地域構想の当初は、森林資源から木材商品までの物流、商流の一元化を目指すということも大きな目標としていたが、一元化というところを、1年目からすぐには難しい状況であるため、公益性が高い事業からスタートして、木材流通関係の比率を高めた上で、一元化に向けて、手数料等の収入のめどが立った段階で、民間企業に移行していきたいとの答弁がありました。

また、現在の計画では、財源を環境譲与税に依存し、そのスタイルが第3セクター的である。持続可能な林業に向けて、収入をどう確保していこうとしているのかが見えない。設立をするのであれば、しっかり中身を詰めてから、自信を持って提案をすべきではないかとの質疑に、計画については、詰めている最中であり、木材流通促進業務の収入については、具体的にお示しをしていきたい。

また、新たな森林管理業務だけで運営していくのではなく、当初計画の森林管理、それから営業窓口の機能を備えた地域総合商社をつくるということで、2つを柱としているので、御理解いただきたいとの答弁がありました。

また、計画をステップアップさせていくためには、経営力のあるトップが重要と思うが、その体制は構築できるのかとの質疑に、現在、準備中であり、もう少し時間を頂きたいとの答弁がありました。

また、商社化は、当初の計画どおりいけば、今後の、この町の林業の方向を示す大切な商社が出来上がるかもしれないといった期待をしている。しっかり、もう一度、中身を精査して、自信を持って提案ができるような形にしないといけないが、その覚悟はあるのかとの質疑に、失敗はできないので、必ず成功するというので進めたい。商社化の狙いというのは、間違っていないと思っているので、そこに向けて、具体的に、なるべく早く計画が提示できるような形にもっていかなければならない、との答弁がありました。

また、今後、国土保全、森林保全のために、全抜が行き過ぎた場合の規制等ができるのか。計画に沿った形でできるのか、そういった計画がしっかりできているのか、との質疑に、国においても、間伐を推進していたが、今後は循環が必要であるということで、皆伐も進めていくという方針に変わってきている。

皆伐の場合、保安林については、流域における年間の面積が規制されており、

規制されている面積内での皆伐となっている状況である。

普通林についても、皆伐は間伐に比べたらまだかなり少ない状況である。また、制度的にも、保安林については県の許可が必要であり、普通林については、町の届出となっている。

植林をする場合と、天然更新をする場合があるが、天然更新の場合には、5年後に天然更新されていなかったら植えるということで、植える場合は杉、ヒノキを植えるとか、広葉樹を植えるとかを、申請時に届出がある状況である。

仮に育ってない場合は、何らかの植林を行う措置が必要であるとの答弁がありました。

また、皆伐後に植林されていない山々を多く見かけるが、これらについて、5年間の猶予があるということか。また、早生樹の検討は進んでいるのか。早生樹が市場に出てくる場合、どのような用途を想定されているのか、との質疑に、早生樹については、現在、国等も研究を進めている段階である。苗も、まだ広く普及されていないという状況である。

また、天然下種更新の場合には、5年後に天然下種更新がされていない場合には、また植林するなどの措置をする届出があるといった制度であるとの答弁がありました。

また、天然下種更新は、5年間の猶予があるとされるが、履行がされなかった場合はどうするのかといった質疑に、天然下種更新がされていないことについては、県と一緒に現地を見て、確認して指導する、との答弁がありました。

以上、審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引き取りください。

各委員長の報告が終わりました。

議案第100号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算（第3号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（瀧野 志議員を指名）

瀧野議員

3年前から、光回線の整備が進んでまいりました。10億8,900万、多額のお金をかけてやってきたわけでありますが、サテライトオフィスは1つ、この光回線が整理されることによって、移住者であったり、若い人たちの新しい職業であったり、多くの期待が寄せられてきたというふうに思うわけですが、現在は、国からすばらしい方がお越しをいただいて、いろんな面で活躍をいただいておりますが、整備があと少しとなったときに、町として、どのような新しい事業のICT、ITを活用して、される予定なのか、担当の田村さんにお聞きをしたいと思います。

議 長

（田村裕子総務課総合戦略監兼情報政策推進室長を指名）

田村室長

瀧野議員の質疑にお答えいたします。

サテライトオフィスは、現在1つということですが、シェアオフィスというものも、お試しという形で、モデル住宅、道の駅さんさんの隣のモデル住宅を活用して、お試しで御利用いただいております。

また、町内の遊休施設を活用して、そういったお試しであったり、常設のサテライトオフィスの場所づくりというものも、今後、予定しているところでございます。

こういったサテライトオフィスの整備というものは、こちらの営業努力というものが必要でございますけれども、今年度はコロナの時期というところもあ

りまして、営業が十分にできなかったというふうに考えております。

また、ICT、光ではないんですけれども、情報通信を活用したまちづくりというところで、LPWAも活用しておりますし、そちらも全国初の取組というところで、今後、様々なセンサーのメーカーなども、こちらのLPWA通信網をテストベッドとしてお使いいただくように、様々な誘致活動を行う予定にしております。

計画といたしましては、今年度、もしコロナということがなければ、様々な展示会なども、そういったIoTの機器だとか、展示会などが各地で開催されるんですけれども、そういったところに出向いて営業を行う予定でしたが、そうしたことができずに、こういう事態になっておりますけれども、コロナが落ち着きましたら、今までできなかったことを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 コロナのお話がありましたが、コロナのときこそ、ITの技術を生かしてやるべきやと思いますし、また、コロナ後、これは世の中大変変わってくると思うんですね。せっかく田村さんがおいでですから、ITを利用して、今こそ久万高原町は生まれ変わっていくかんとときじゃないのかなと思うんですが。

簡単に、もう一回だけ答弁お願いします。

議 長 (田村裕子総務課総合戦略監兼情報政策推進室長を指名)

田村室長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

コロナ後の世界というところでは、非接触であったり、移動をしないというようなことであったり、そういったICTの活用というのが、今までよりも図れるようになってくる時代というふうに考えております。

役場でも取組の一環として、ペーパーレスの取組も開始しておりますし、役

場での様々な会議というものも、WEBで行うようになっていたりもしております。

そうしたことを、市内でも広めていきたいですし、また町の活性化にもつながるような取組になるよう、検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 ただいまの質問は以上で終わります。

続いて、先日の本会議場で質問した内容についてであります。しっかりした答弁が得られなかったということで、同じ質問であります。質問させていただきたい。

町内から大宝寺に向けて上がる総門橋という橋がありますが、その下にある和田ノ窪堰のことです。これは、随分昔に、1時間に47ミリを超える雨量があった。そのときに、あの地域の家屋が浸水するんじゃないかというようなことがあったというふうに思います。

1級河川ですから、県の管理。災害対応ということで、多分、固定堰を可動堰にかえたというふうに思っております。

その当時、随分前は、堰全体を直すにしても、四、五千万もあればできたのかなというふうに思いますが、聞いてみますと、メーカーが1社やと。最近聞いてみますと、1億からかかる。大変だなというふうには思いますが、堰を利用して用水は2.5キロにわたって引っ張っておりますし、多くの皆さんが利用しておるわけですね。

故障してから後、毎年300万を超える修繕費が要る。それと、2.5キロも流しますと、一番最後のほうはなかなか水が届かないというようなことで、先日も行って聞いてみますと、ずっとポンプアップをしておる。大変なことがあるというふうに思うんですね。

先日は、今まで5年間かかって、まだ令和6年ぐらいじゃないとできんというようなことやったんですが、これは農業用水の故障とか、そんなんじゃないに、災害対応をしっかりせないかんんじゃないかなと、私は思うんですね。

そういったことも含んで、一日も早く、そのことについては対応していただ

きたい。前向きな答弁をいただきたいと思いますが、町長、どうでしょうか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 先般も瀧野議員にはお答えもさせていただいたんですけれども、この堰、私も、現地も2回ほど拝見しております。平成6年に敷設をされたんだと思います。もう足かけ25年近く稼働しているわけでありましてけれども、経年劣化、それからどうしても、これはマナーの問題でありましてけれども、鋭利な物を含んだ、ごみ等々の不法投棄もあるんだと思いますけれど、非常に御指摘のように、修理費がここのところ、随分とかかっているところでございます。

下流には、今、お話もございましたけれども、優良な水田を有して、おいしいお米を生産されているところでございます。

近年はポンプアップをしなければならないということで、順番にそれを操作もされているような御苦勞も聞いておるところでございます。

この件に関しては、今、議員もおっしゃられましたけれども、県がかつて、よりベターな方法ということで、このゴム堰を敷設したところもあるところでございます。

私、就任してからも、さっきも申し上げましたように、現地も出向いておりますし、担当課のほうで、県とも綿密な連絡も、協議もいたしているところでございますが、大変多くのお金がかかるというところで、これをどうしていくか、県のほうもいろいろと御配慮もいただいているところだと思います。

いずれにいたしましても、早急にこれにつきましては、解決をしなければならないと思いますので、今後につきましても、積極的に県と協議を図って、なるべく早く結論を出していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 その件については、ひとつよろしくお願ひします。できるだけ早く検討していただきたいというふうに思っております。

もう一つ、質問をさせていただきますが、先ほど、産建の委員長さんから報告がありましたが、林業の商社化の問題ですね。これは、4・5年前にあの計画書を見させてもらって、私は長いこと商売もしてきましたが、大いに感動をしたわけであります。

それが先日の特別委員会でお話を聞きますと、随分、縮小されて、これで本当にいいのかなど。久万高原町自主財源、今のところ8億3,000万、本当にこれからそのことについて、どうしていかなきゃいけないのかなというときだと思いうんですね。

そういったときに、商社化ということがしっかりできれば、何十億というお金が動くし、町民の皆さんにもそれだけのお金が減ってくるんじゃないのかなというふうに思うわけですね。

林業課長におかれては、3月に定年と。もう何回も発言の機会がないということで、ぜひ林業課長に、実現しないことはしゃべらないようにしてもらわなはいませんが、夢も交えて答弁をいただきたい。

議 長 (菅林業戦略課長を指名)

菅 課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

まず、商社設立の目的につきましては、林業関係者の所得向上、それから持続可能な森林を残していくというようなことでございます。

それから、将来はあらゆる地域資源を生かした、新しいビジネスモデルへと発展させていきたいと考えております。

基本方針としましては、まず、原木生産量の増産であります。現在20万立方、これを最高の27万立方へ増産することです。そのためには、流通改革が必要でございます。

次に、その原木を高く売ることです。条件のよい売り先の販路開拓、それから原木だけでなく、付加価値をつけた2次製品の開発なども行いたいというふうに考えております。

最後に、担い手の確保です。やはり原木を出すにしても、人がいなくてはどうにもなりません。そのあたりの対策も図っていききたい。この方針に沿って、

攻めた事業展開を行いたいというふうに考えております。

一例をとってみますと、現在、ハンバーガーショップのマクドナルドでは、新規出店や改装の際には、木造建築とするようなことが決定されたと聞いております。公共施設に限らず、これから民間施設でも木材利用へと転換しておるといようなことをございます。

それから、新たな木材素材のセルロースナノファイバーを使用した自動車が開発されつつあります。このように、高付加価値の木材製品が、今後も身の回りに増えていくと考えられております。

このような絶好の機会を捉えまして、最新の情報を収集して、売れるのを待つのではなく、こちらから積極的に営業活動を行っていくということが必要であると考えております。

また、岡山県の西栗倉村では、移住者による家具工場の設立などが行われております。同じ森林を生かしたまちづくりという点では、我が町でも商社がその機能を果たしていけるのではないかと考えております。将来は2次製品をつくる加工場の設立などによりまして、雇用の場の確保まで視野に入れていきたいというふうに考えております。

それから、県内の事業者におきましては、現在、アメリカのほうにフェンス材の輸出ということを軌道に乗せておる事業者もあります。海外輸出につきましても、アンテナ網を広げまして、我が町だけでなく、県内他市町との連携により、輸出なんかもできるのではないかとというふうに考えております。

それから、もう一つの機能であります森林整備についてですが、これも経営を行う針葉樹の山と、それから広葉樹を生かした里山など、公益的な機能を果たす里山ですね、これらを分けて造林を図るといようなことも、商社の務めというふうに考えております。

このように、事業展開を図りたいわけですが、大きな投資も必要となっております。数億円、あるいは数十億というようなことになるかもしれないんですけど、そのような大きな投資といったリスクも伴います。世の中の新しいニーズをいち早く掘り起こして、それに対応できる組織に成長させていきたいというふうに考えております。

立ち上げましても、数年間はなかなか難しいことが続くと思っておりますけれど、

現在、コロナ禍におきましても、先の見えない今だからこそ、この商社を立ち上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 広く説明をいただきました。

今、CLTですか、銘建工業辺りは大きな、本当に幅のある合板でつくっておりますが、今現在、17階建てのビルが木造でできておるんですね。いうように、カバヤ食品が一緒になって、そういった構造物や建物について取り組んでおる。

久万高原町内だけやなしに、町外に向けて、パートナーシップ。やっぱりお金は、今、課長が言われたように、多くのお金が要と思いますけれども、お金はお金で出していただける。お金は持つところから出していただいて、夢を広げていって、事業展開をしていかんと、町の中だけでは駄目なんじゃないかなというふうに思うんですね。

課長、最後にそこらあたり、もう一言。

議 長 (菅林業戦略課長を指名)

菅 課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

議員の言われるとおり、異業種とのパートナーシップでありますとか、そのあたりは、これから民間の力を借りるということは、大切になってくると思います。

そのあたりも精査しながら、この商社を成功させるために、いろいろと検討、それから邁進してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長 瀧野議員の質疑を終わります。

ほかに質疑される方はございませんか。

(川崎勝弘議員を指名)

川崎議員

決算特別委員会の委員長としてお伺いいたします。

決算特別委員会において、町観光協会の補助事業の一部において、事業内容や効果などに対して、答弁をすることができないことがありました。そのことについて、議員が一般質問されました。こういうことがあってはならないというふうに思います。

町としては、このようなことをどのようにお考えか、再度お伺いをいたします。

議 長

(佐藤副町長を指名)

副 町 長

川崎議員の質疑にお答えをいたします。

まず、先ほど御指摘のありました件については、十分な説明ができなかったということ、大変申し訳なく思っております。

私といたしましては、これを機にですね、職員の意識として、予算の計画、要するに事業の計画から予算の執行、そして最終的には決算でのしっかりとした説明、これは役場内全体の職員の意識として、いま一度、確認をして、しっかり取り組んでいくことだというふうに思っております。そういう意味で、担当課に限らず、今後は役場内、しっかりこういう形で取り組むように指導をしていきたいというふうに思っております。

議 長

川崎議員、よろしいですか。

ほかに質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長

お諮りします。

日程第5、議案第101号から、日程第10、議案第106号までの令和2年度補正予算に関する6件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第101号から、日程第10、議案第106号までの令和2年度補正予算に関する6件は、一括議題にすることに決定をいたしました。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第104号、議案第105号につきまして、12月11日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。

議案第101号「令和2年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」

総額、2,418万9,000円の増額補正で、累計12億1,798万1,000円となります。

歳出の主な内容は、一般療養給付費2,293万6,000円の増額。歳入の主な内容は、普通交付金2,368万6,000円の増額。前年度繰越金110万3,000円の増額となっています。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第102号「令和2年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」

総額1億60万4,000円の増額補正で、累計19億2,808万6,000円となります。

歳出の主な内容は、居宅介護サービス給付費2,730万4,000円の増額。地域密着型介護サービス給付費721万5,000円の増額。施設介護サービス給付費5,365万7,000円の増額。介護予防サービス給付費202万円の増額。高額介護サービス費324万9,000円の増額。特定入居者介護サービス費625万7,000円の増額。

歳入の主な内容は、現年度分介護給付費国庫負担金2,035万7,000円の増額。現年度分介護給付費財政調整交付金895万6,000円の増額。現年度分介護給付費支払基金交付金3,122万9,000円の増額。現年度分介護給付費県費負担金1,723万3,000円の増額。現年度分介護給付費繰入金1,445万8,000円の増額。現年度分低所得者保険料軽減繰入金827万1,000円の増額となっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第103号「令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）」

総額 384 万円の増額補正で、累計 4,632 万 8,000 円となります。

歳出の内容は、人件費 384 万円の増額。

歳入の主な内容は、訪問看護療養費 158 万 3,000 円の増額。訪問看護介護報酬 203 万 8,000 円の増額となっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 104 号「令和 2 年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第 3 号）」

収益的収入。収入の予定額は補正前と同額で、累計 9 億 9,176 万 4,000 円となっております。

収入の内容は、医業収益の入院収益 1,000 万円の減額。医業収益の外来収益 770 万円の減額。新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのため、救急医療体制確保支援金を医業外収益その他補助金 1,770 万円の計上。

資本的収入及び支出。収入及び支出の予定額は 645 万円の増額補正で、累計 7,283 万 8,000 円。

支出の内容は、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入に係る院内感染防止対策のため、備品購入費 645 万円の増額。

収入の内容は、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入のため、救急医療体制確保事業補助金を、その他補助金に 645 万円計上などとなっております。

審査では、インフルエンザワクチンが全国的に不足し、町内の医療機関でも受けられない状況と聞くが、現状、町立病院では、インフルエンザワクチンの接種ができるのかとの質疑に、去年より多めに準備していたものの、12 月初旬で、インフルエンザワクチンが切れており、業者等に問い合わせで依頼中であるが、今のところ入る予定はないとの答弁がありました。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 105 号「令和 2 年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）」

収益的収入及び支出の予定額は、13 万 3,000 円の増額補正で、累計 3 億 3,027 万 3,000 円。

支出の内容は、感染症対策を徹底するため、加湿器、温湿度計購入の経費 13 万 3,000 円の増額。

収入の内容は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を、その他特

別利益に13万3,000円の計上。

資本的収入及び支出、収入及び支出の予定額は、271万7,000円の増額補正で、累計4,301万6,000円。支出の内容は、感染症対策を徹底するため、温冷配膳車・下膳車、オゾン除菌消臭器購入の経費271万7,000円の増額。

収入の内容は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金を、その他補助金271万7,000円の計上となっております。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

その他の質疑としまして、町が進めている地域運営協議会について、運営の方法について、財源の支出の方法等を定めたものはあるかとの質疑に、規約等も定めているので、資料を後日示したいとの答弁がありました。

また、地域運営協議会が本当にうまく機能すればすばらしい地域になると思うが、どういう方法でそれを運営させていくのかということを整理しないと、つくっただけでは機能しないという懸念があるとの質疑に、運営協議会においては、それぞれの地域の実情も異なり、趣旨も、目的も、形も異なってくる場合もあることから、その活動に応じて、それぞれ御相談させていただき、それに応じた支援と、補助金等の支出をさせていただきたいとの答弁がありました。

また、設立したら100万円補助するといったことを書いているが、どんなことに使えるのかとの質疑に、地域運営協議会を組織したら、すぐ100万円を補助金として支出するという意味ではなく、あくまで活動に対しての補助金ということであり、活動内容に応じて金額が変わってくるとの答弁がありました。

また、支援員との話をして、本当に地域の実情に合った協議会をつくることを進めなければいけないが、どのような指導をしているのかという質疑に、支援員それぞれ考えも違うが、常に担当部署と協議をしながら、それぞれの地域の実情もお聞きしながら、意思の疎通を図って進めたいとの答弁がありました。

以上でございます。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

熊代委員長、お引き取りください。

ここで10分間休憩いたします。

(午後2時40分)

(休 憩)

議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時50分)

議 長

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

産業建設常任委員会に付託されました議案第106号につきまして、12月14日に委員会を開催して審議を行いましたので、審査概要を報告いたします。
議案第106号「令和2年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」

1、収益的収入及び支出でございます。

収入及び支出の予定額は、145万円の増額補正で、累計4億484万6,000円となります。

支出の主な内容は、原水及び上水費の修繕費145万円の増額でございます。

収入の内容は、給水収益ほか雑収益145万円の増額でございます。

審議した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

その他質疑といたしまして、し尿の件についてでございますが、し尿の件について、遅れる理由として、松山事務組合に加入するための規約改正等の手続に時間を要するとのことだが、なぜ規約改正等の手続に時間を要しているのかとの質疑に、松山市においては、快く受入れをいたします、として、ただ条件

はきちんとしてくださいと言われており、関係機関との調整に少し手間取っており、全精力を挙げてこれに対応してまいりたいとの答弁がありました。

また、町長は、一般質問で、地元落合組の代表の方と、7月と9月に会われたと言われたが、遅れている趣旨を説明したのかとの質疑に、その時点では遅れてはならないというところが頭にあったので、令和3年4月に向けて、現在、進めておりますというような説明をしている。

4月1日がかなわなくなったおわびは、町長自身、私のほうから申し上げたいとの答弁がありました。

また、落合組に理解を得なければならないが、理解を得られるという自信はあるのかとの質疑に、落合組には随分と御迷惑もおかけしており、その責任は十分に痛感しており、理解が得られるような形で説明を行いたいとの答弁があった。

また、最悪の場合、し尿が行き場を失い、出口がふさがれてしまうことになるが、町長自身どのように責任を感じているのかとの質疑に、御指摘のとおりだが、一日も早く御理解をいただき、関係機関に確約できるところにもっていくことが責任であるので、そこに向かって、全精力を傾けていきたいとの答弁がありました。

暫時休憩の後、議会として、具体的な遅れた理由の説明を受けていないので、なぜ来年の4月1日から松山へのし尿移行計画が進まないのか、その理由について委員長が町長に説明を求めました。

町長は、安易に考えていたわけではないが、私どもの考え方と業者さんとの考え方の相違、そのあたりを埋められなかったところが大きな要因であり、十分な説明ができていなかったところに起因すると思う。

そのあたり、反省しながら、足らざる部分を埋める努力を傾注しているところであるとの説明をされました。

また、今のような説明で、例えば地元落合が町民に対し、十分な説明をすることができるのか、との質疑に、御理解いただけるかどうかは分かりませんが、とにかく理解いただけるような、誠意をもって説明する以外にないと判断をしているとの答弁がありました。

また、しっかりした説明がない以上は、落合組に来ても駄目だと。約束は守

ってくれといった話を、間接的に聞いているが、それで間違いないのかとの質疑に、落合組に対して、状況を説明したいと代表者に申し上げたが、代表者の方からは、定例で行っている2月か3月の実績報告会において、今までの経緯と、それから今後の方針など、明確なものをもって説明に来ていただきたいとのことであった、といった答弁がありました。

また、この問題は、松山衛生事務組合には問題ないのか。衛生事務組合に問題があって、手続が遅れているのか、との質疑に、先方には、十分に対応はいただいているところであり、私どものほうが、その準備に向けて整えないといけないところを遵守できなかったとの答弁がありました。

また、松山市が受け入れてくれるタイムリミットとして、いつ頃までに関係者に理解を取り付け、松山移送ができるというめどについて、その明言はできないかとの質疑に、町が整えないといけない体制を整えれば、問題なく遂行していただけるものと思っているので、まだ整えてないところをきちっと整備することが一番の課題であるとの答弁がありました。

また、具体的に、いつ頃までにこうするということがなければ、地元落合に対しても、話ができる状況にはならなのではないかとの質疑に、4月からの実施は、事実上難しくなっており、その後、そんなに長い時間をかけずに搬入できるようにする。それが責務と思っているので、そこに向かって懸命な努力をしているところであるとの答弁がありました。

また、今年中に落合組との話だけでもできないのかとの質疑に、落合組のほうは、明確に、いつから搬入できるかを明確にして、年明けの2月、あるいは3月、どちらかに、組の会の中で提示をといわれており、そこに向かって協議を重ねているところだ、との答弁がありました。

また、2月に落合組に定例会のような形の中で、具体的な今後の方針、落合組に理解いただけるような内容をもっていく、それまでに結論をつけるという認識でいいのかとの質疑に、2月あるいは3月、どちらかに開会される会合のときには、明確な方針はもっていかなければいけないと思っているとの答弁がありました。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。
ここで委員長報告に対する質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
岡部委員長、お引き取りください。
各委員長の報告が終わりました。
これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行います。
まず、議案第101号「令和2年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

- 議 長 異議なしと認めます。
- したがって、議案第101号「令和2年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。
- 議 長 続いて、議案第102号「令和2年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。
- 質疑される方はございませんか。
- （なしの声）
- 議 長 質疑なしと認めます。
- これより討論を行います。
- 討論される方はございませんか。
- （なしの声）
- 議 長 討論なしと認めます。
- これより採決します。
- お諮りします。
- 本案に対する委員長の報告は可決です。
- 報告のとおり決定することに御異議ございませんか。
- （異議なしの声）
- 議 長 異議なしと認めます。
- したがって、議案第102号「令和2年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。
- 議 長 次に、議案第103号「令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
本案に対する委員長の報告は可決です。
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第103号「令和2年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第104号「令和2年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第3号）」について、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第104号「令和2年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長

続いて、議案第105号「令和2年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第105号「令和2年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議 長 続いて、議案第106号「令和2年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第106号「令和2年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議長 日程第11、請願第1号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書」を議題とします。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

（熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名）

熊代委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

記。1、審査日時、令和2年12月11日金曜日。

場所、美川支所2階会議室。

委員の出席、委員7名。委員の欠席者なし。説明者、1名（紹介議員）。

審査の結果等、請願第1号、付託年月日、令和2年12月9日、第6回定例会。

件名、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書。

委員会の意見、改正健康増進法に基づき分煙環境を整備するためには、公共・民間施設を問わず財源が伴うものであり、その財源にたばこ税の一部を充当されたいとの請願は理解できるものである。

審査結果、採択。

措置としまして、採択した請願の処理の経過及び結果を報告されるよう地方自治法第125条の規定により請求します。本会期中に地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書の提出をいたします。

以上でございます。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
熊代委員長、御引き取りください。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
この採決は起立によって行います。
請願第1号に対する委員長報告は採択です。
この請願を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。
したがって、請願第1号「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願書」は、委員長の報告のとおり、採択することに決定いたしました。
ここでしばらく休憩します。 (午後3時05分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後3時13分)
お諮りします。
お手元に追加議事日程が配付されています。
これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、日程を追加して議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第1、報告第22号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について」を議題とします。
報告の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき報告

議長 説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
以上で、報告第22号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について」を終わります。

議長 追加日程第2、議案第107号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき歳入・全般説明
議案に基づき歳出説明
(4款1項目)

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の提案理由からして、性質からいって、財源を交付税を充てるということについて、充てる理由について説明をお願いします。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。
この歳入といたしまして、財源といたしましては、一般財源を充てることとなります。一般財源の充てるものとして、普通交付税が適当であるというふうにさせていただいたものでございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 財源として、交付税を充てる以外にも、財源はあると思うんですが、私が言っているのは、性格上からいって、今回の診療所に関しての所得保障といったものに対しての財源として、交付税を求めるよりも、違う財源のほうが好ましいんじゃないかということをお聞きしているんです。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 普通交付税が適当であるかという御質疑だったと思うんですけども、一般

財源でございます。ただ、補正という時期もございます。その辺で加味いたしまして、今の時点で普通交付税が一番最適ではないかという判断で、このようにさせていただいております。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 小さなことにこだわるわけじゃないんですが、例えば、年度途中の補正で、特に年度後半あたりで出てくる補正の財源としてですね、交付税であったり、繰越金であったりするわけですね。

交付税を充てるのか繰越金を充てるのか、その理由はどういう判断で、交付税を充てたり繰越金を財源に充てたりするのか、その判断理由を教えてください。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 普通交付税が適当であるか、ほかのものがものが適当であるか、お話だろうと思うんですけども。

それぞれ確定する時期等も違いますけれども、この時期で一般財源でございますので、その内容といたしまして、それぞれ普通交付税が何に適しているか、それから、繰越金が何に充当するのが適当であるかというところが明確でございませんので、今の判断といたしまして、普通交付税を充てさせてもらったものでございます。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 小さなことにこだわるわけじゃありませんけれども、診療所施設というものが、交付税算定上に反映させているという中で、そこに持ってきたのかなとい

うふうに思ったんですが、今の答弁ですと、別に普通交付税でもいいし、繰越金でもいいんじゃないかと。そのときの、どちらでもええというふうな財源の使い方のように聞こえるんですが、実は、これははっきりした規則的なものをつくっておかないとおかしいんじゃないかということを申し上げたかったわけでございます。

それはそれとして、地域医療というものは、非常に重要なものでございます。そういったことで、この地域医療、それぞれの合併前から各地域に施設、診療所等がございます。合併を経て、それから現在に至るまで、各診療所ごとの、あるいは全体の診療所に対する考え方、そういったものが、現在までにそれぞれの経過を示した書類がおりかと思うんですが、それに基づいて、現在の対応を考えているということなんでしょうか。そこをお伺いいたします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の御質疑にお答えをいたします。

合併前の各地域の医療機関への対応というのは、それぞれ自治体ごとで考え方ございました。

当然、合併することによって、すり合わせをしていくところが必要でございまして、合併協議会等で、部分的にはすり合わせをしたところもございますが、この件につきましては、合併後、何回かに分けまして、段階的に調整をした部分がございます。

それにつきましては、地域の医療機関に対する支援の在り方、あるいは負担の在り方については、可能な限り調整を、何回かに分けてした経緯がございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 地域医療、特に診療所の在り方について、それを否定するものではございません。

しかしながら、現在までの説明、全協あたりでの御説明をお伺いしていると、

なかなか明快なお答えがなかったというふうに思っておりますので、ぜひ担当課長がかわるたびに資料を探したりとかいうことでなしに、そういった経過を踏まえての対応というものが、今回のような対応の予算措置をしなければならぬということですから、しっかりそこは計画的に、資料をいつでも明示ができるようにしていただきたいと思っております。

そして、これを踏まえて、この町全体の医療の在り方はどうあるべきかと、そういったところで、しっかりした議論をしていただかないと、病院関係のほうからいわれております、病院の今後のリニューアルの考え方とか、そういったものにまで影響をしてしまいますので、今度の総合計画、あるいは総合戦略、そういったところに、しっかりその部分を反映して、対応をしていただくようにしていただきたいと思いますが、佐藤副町長、そのあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の御質疑にお答えをいたします。

合併後十数年経過いたしまして、先ほど説明いたしましたけれども、経過としては、何回か調整はできたというところがございますけれども、それから後も、かなりの年数がたっています。合併後の本町の状況も変化をしてきているというところで、今、御指摘のあった内容、しっかりと受け止めまして、具体的に検討をする場を早急に設けて進めていきたいというふうに思います。

議 長 ほかに質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 関連で質疑をさせていただきたいと思えます。

昨年、この問題は、この予算を執行しとるわけですが、法定協議会、平成16年7月31日までは、旧村旧町の責任。8月1日は新町の責任ということで、合併して3年以内に、そういったことについては、すり合わせを終わらすとい

うことに、法定協では決まっとった思うんですね。

そこらあたりについても、先般、総務厚生文教常任委員会の中で、いろんな議論をされたけど、本当に本格的な議論はできなんだ。

こういうことについては、今、岡部議員が言うたように、久万は久万、それぞれの村は村で、所得保障については、いろいろと決められとったと思うんですね。

合併してから後も、何回かいろいろな会議で、決定事項もあったと思うんやけど、聞いてみると、議事録がないとか、そういうようなことで、うやむやできたような気がします。

ですから、このことについては、近々、しっかりとした委員会を立ち上げて、全町的な医療体制、今、町立病院、自治体病院を中心とした、開業医の先生らが、今、久万高原町の医療を担当していただいておりますわけやけど、いうように、大切なことやとは思いますが、お金にも限りがある。将来構想があつて、お医者さんの数からいうと、よその町と比べると、随分、多いんで、そこら辺も全部ひっくるめて、データで、どうすべきかということについても議論をして、これは町民の皆さんが理解できるような議論をして、はっきりしたことを決定していくべきじゃないかなというふうに思います。

副町長さん、どうですか。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の御質疑にお答えをいたします。

当然、皆さんも御理解いただいておりますように、住民の方が安心して暮らせるためには、地域医療というのは、最重要な項目だというふうに、お互い、共通認識だというふうに思います。

そういう意味で、先ほどの岡部議員の御質疑にもお答えしましたように、合併からの経緯を、もう一度、しっかり確認し、そして現状を踏まえて、今、瀧野議員が申されましたような内容について、一つには、住民の立場でもあったり、あるいは財政的にも非常に厳しい状況ではありますが、このテーマというのは、住民の方が安心して住み続けていただくためには、重要な課題でござい

ますので、早急に検討委員会を立ち上げて、検討を開始したいというふうに思
います。

議 長 瀧野議員、よろしいですか。
ほかに質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第107号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第107号「令和2年度久万高原町一般会計補正予算（第
4号）」は、理事者の提案とおり、可決することに決定をいたしました。

議 長 追加日程第3、議案第108号「動産の取得について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 この動産取得で、プロポーザルで実施をされております。何社で行ったのか。そして、プロポーザルで業者選定を行った理由、それから当然、予定価格というものがあろうと思いますが、予定価格での、何%ぐらいであったのか。この3点をお聞きしたいと思います。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。
参加いただきました業者数については、4社であったろうかと思えます。
それから、プロポーザルで行った理由でございますけれども、入札じゃなかったかというところであろうかと思えますけれども、これについては、仕様書に基づきまして、きちりとした導入、それから設置、またそれに対する金額もあわせます。また、アフターサービス等を総合的に勘案して、判定したいというところで、プロポーザル方式を採用させていただいております。
なお、この契約の金額につきましては、最低金額をお示しいただいているというところになっております。
また、落札率でございますけれども、これについては、別途、資料のほうを提出いただいたらと思えます。
すみません、よろしく願いいたします。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 動産の取得に限らず、入札の方法については、指名競争入札が主でございますけれども、プロポーザルでやらなければならない理由、そこがあると思うんですが、あるときはプロポーザル、あるときは指名競争というのが、どういう区分で指名競争なのか、プロポーザルでやられているのかという、そこは、明確な理由をもう一度おっしゃってください。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 プロポーザル方式につきましては、会社を選ぶというのではなくて、よき結果を出すために、いろんな資料を提示していただいて、企画を提示していただいて、業者を選ばせていただくという方式でございます。

ですから、結果ではなくて、その過程ですとか、特に重視いたしまして、今回につきましては、補修契約を、電話機については余り故障がないというようなところで、現在も保守契約を締結いたしておりません。

そんな上で、アフターサービスを特に重視いたしまして、それぞれ比較をさせていただき、その中できちんと、迅速な対応ですとか、あるいは一回一回の費用ですとか、そのあたりを比較させていただくために、プロポーザルとさせていだいたものでございます。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第108号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第108号「動産の取得について」は、理事者の提案どおり可決することに決定しました。
- 議 長 追加日程第4、発議第10号「地方たばこ税分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書について」を議題とします。
趣旨説明を求めます。
- (熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)
- 熊代委員長 発議の趣旨説明
- 議 長 趣旨説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。
- (なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
発議第10号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、発議第10号「地方たばこ税分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書について」は、提出者提案のとおり可決しました。

議長 追加日程第5、発議第11号「小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に関する意見書について」を議題とします。
趣旨説明を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
岡部委員長、お引き取りください。
これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

発議第11号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第11号「小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に関する意見書について」は、提出者提案のとおり可決いたしました。

議 長

追加日程第6、発議第12号「防災・減災対策、国土強靱化の充実強化を求める意見書について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

(岡部史夫産業建設常任委員長を指名)

岡部委員長

発議の趣旨説明

議 長

趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

岡部委員長、お引き取りください。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

発議第12号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第12号「防災・減災対策、国土強靱化の充実強化を求める意見書について」は、提出者提案のとおり可決しました。

議長 追加日程第7、発議第13号「私立高等学校におけるICT環境の充実等に関する意見書について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長 発議の趣旨説明

議長 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
熊代委員長、お引き取りください。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
発議第13号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第13号「私立高等学校におけるICT環境の充実等に関する意見書について」は、提出者提案のとおり可決しました。

議 長 追加日程第8、発議第14号「私学助成の充実強化等に関する意見書について」を議題とします。
趣旨説明を求めます。

(熊代祐己総務文教厚生常任委員長を指名)

熊代委員長 発議の趣旨説明

議 長 趣旨説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
熊代委員長、お引き取りください。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
発議第14号は、提出者提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、発議第14号「私学助成の充実強化等に関する意見書について」
は、提出者提案のとおり可決いたしました。

議長 追加日程第9、「議会改革特別委員会報告」を議題とします。
本件について、議会改革特別委員会委員長の報告を求めます。

(高橋末廣議会改革特別委員会委員長を指名)

高橋委員長 議会改革特別委員会の活動を報告いたします。
議会改革特別委員会は、平成25年に設立、主に町民に議会活動を報告し、
町民の意見を町政に生かすための議会報告会を担当してまいりました。
当初4年間は、町内各地を回り、議会活動の報告や、それぞれの地域の課題

について、話し合ってきましたが、5回目の平成29年度からは、対象別、テーマ別に実施いたしました。

さらに平成30年度は、議会報告会という名称が、議会からの一方的な報告のための会ととられ、堅苦しい印象だということから、名称を「町民との懇談会」と変更し、女性、高齢者、障害者、福祉関係者、商工観光業者、農業関係者、林業関係者、子育て世代の6回開催いたしました。

令和元年度は、町主催のまちづくり懇談会が実施され、時期も内容もほぼ一致することから、議会が主催する町民との懇談会は、令和2年度に実施することにしました。

令和2年度は、対象別、テーマ別にして、会場を1か所にすると、面河、柳谷、美川などの周辺部の町民の参加者が極端に少なくなるという問題が生じたため、もとの地区別に巡回するとして、3月26日に第1回の委員会を開催、4月10日、5月15日の委員会をもち、町内7か所で実施するべく計画しました。

しかし、新型コロナウイルスの感染が全国的に広がり、愛媛県でも感染者が発生し、クラスターも発生したりしたことから、5月21日の委員会で多数の町民を1か所に集めて会合を開くことは避けることに、全員の意見が一致。町民懇談会の実施を見送ることとしました。

かわりとして、久万高原町議会活動報告を発行し、本会議や専門委員会等で特に問題となっている案件について、町民に報告する必要があることが決定されました。

6月4日の委員会で、テーマをICT、IoTインフラ整備事業に係る報告として、久万高原町情報通信基盤整備事業光回線と、地域IoT実装推進事業、LPWA、国民宿舎面河解体事業に係る報告、久万給食センター改築工事に係る報告、農業、林業に係る報告の4つに絞り、役割を分担しました。

6月16日、22日の2回の委員会において、担当より提出された原稿を委員会全員で精査検討し、6月の全員協議会にて原案を提示、6月30日の委員会で完成しました。

完成した久万高原町議会活動報告は、7月自治会文書と同時に各戸配布しました。

令和2年度は、コロナウイルスという予期せぬことから、町民との懇談会を実施することができなくなり、本日をもって議会改革特別委員会は、一応解散することとなりましたが、常に議会を改革する姿勢や、懇談会を開催することによって、町民の活動を報告し、町民の意見を町政に届ける使命は、議会、議員として普遍であり、町民が参加しやすく、意義ある懇談の場の必要性は限りなくあります。新たな出発を期待して、活動報告といたします。

以上です。

議長 以上で、議会改革特別委員会報告を終わります。

議長 追加日程第10、「農業の未来を拓く特別委員会報告」を議題とします。
本件について、農業の未来を拓く特別委員会委員長の報告を求めます。

(田村昭子農業の未来を拓く特別委員会委員長を指名)

田村委員長 農業の未来を拓く特別委員会報告。

農業の未来を拓く特別委員会は、少子高齢化、人口減少が急速に進む中において、本町の基幹産業の一つである農業を、将来にわたって持続、発展させるための方策について、調査検討することを目的として、令和元年5月に6名の委員で組織されました。

委員会は、本町と気候風土が類似した広島県神石高原町、岡山県高梁市、真庭市、美作市の先進地視察を行い、また町担当課を初め、関係団体と意見交換をするなどの活動の結果を、下記のとおり報告します。

1つ、先輩の方々がブランド化してきた久万高原町の主要作物であるトマト、ピーマン、清流米を、将来に向けて持続、拡大していくためには、久万農業公園の研修制度の充実を図るとともに、就農者への援助、農協とのタイアップ等に力を入れて生産者の確保に努める。また、圃場の整備については、新たに団地を整備するのではなく、急激に増えつつある耕作放棄地を、それぞれの集落において、団地的に整備し、併せて住宅の確保、生活環境にも配慮するなど、手当をし、農業の担い手として、また地域の担い手として、農業に取り組む人

材を確保していく。

2つ、小規模農家の育成については、産直振興に力を入れ、ふるさと市、道の駅等への出荷体制を整えるとともに、学校給食等への地産地消を進めるなど、消費拡大を図る。そのためには、生産者への情報提供の充実や、加工品の開発も含めた生産技術の向上、圃場整備、共同作業所の整備、小型の機械器具への補助などに力を入れ、多くの人を楽しみながら、コミュニケーションを図り、農業の活性化につなげていく。

3つ、高齢化、人口減少の中で、持続可能な農業を進めていくためには、何と言っても後継者確保への取組は避けて通れない。経営の視点に立って、現場の声と久万高原町の実情を把握し、機械化、AI機器を利用したスマート農業への移行を目指す。

4つ、全国的に、鳥獣が里や町中に出没する問題が多くなっているが、久万高原においても、カラス、イノシシ、サル、シカなど、町獣害は年々増え、離農を考える人もいるほどである。人口が減り、高齢化する中では、個人として対応することも、地域として対応することも難しくなりつつあるが、今のところは、柵で入らないようにするのと、狩猟に頼るより方法がない。新しい技術導入など、町獣害対策については、さらなる研究と対策が必要である。

まとめとして、委員会として、先進地の事例も参考に、関係者との意見交換もしながら検討してきましたが、少子高齢化、人口減少が急激に進んでいる現状を考えると、足腰の強い農業経営はなかなか難しい。

しかし、久万高原町にとって、基幹産業である農業で生活できる体制を整えることは、スピード感をもって取り組まねばならない必須の課題である。

生産者、消費者が共に元気になる久万高原町のまちづくりのために、行政として、農業者の声に耳を傾け、課題解決のための明確な政策を示していくべきである。

以上で報告を終わります。

議長 以上で、農業の未来を拓く特別委員会報告を終わります。

議長 追加日程第11、「林業を未来につなぐ特別委員会報告」を議題とします。

本件について、林業を未来につなぐ特別委員会委員長の報告を求めます。

(川崎勝弘林業を未来につなぐ特別委員会委員長を指名)

川崎委員長

林業で未来をつなぐ特別委員会報告。

当委員会では、国内最大の林業機械の展示会がある育樹祭に参加し、我が町にふさわしい次期林業機械を発掘すべく、研修計画を立てていた。

令和元年度は、12月14・15日に沖縄県で開催されたが、12月議会中で参加ができませんでした。

令和2年度は、新型コロナウイルスのため、研修を中止しました。

その後、育樹祭も開催を延期することが決定されました。

11月27日、委員会を開催し、林業戦略課から商社化について中間報告を受け、その後、林業の抱えている課題について検討を行った。

我が町の課題は、搬出道や基幹道の使用状況などを把握し、指導しながら道路整備をしなければ、道は荒れるばかりだということである。

また、林業従事者の意見、考え方など、現場の実情を把握し、協議検討しなければ、急傾斜地での皆伐が進み、災害につながる恐れがある。当然のことではあるが、山元に収入がなければ、伐採が停滞し、林業従事者の安定雇用にも影響が出る。

林業で生計を立て、子育てのできる収入の確立がなければ、若者の定住増は望めない。課題はたくさんあり、一つ一つスピード感を持った対応が必要である。また、今後は、未利用材等の搬出増大が予想される。バイオマスについても、有効活用を図るためには、町の中心に近いところに導入し、観光、農業、林業、福祉連携の展開ができる事業を検討すべきである。

以上で報告を終わります。

議長

以上で、林業を未来につなぐ特別委員会の報告を終わります。

(中野克仁議員を指名)

中野議員 旧道国道 3 3 号線の町への一部移譲について、緊急質問をしたいので、同意を求めます。

議長 ただいま中野議員から、旧国道 3 3 号の町への一部移譲について緊急質問をしたいとして、同意を求められました。

中野議員の旧国道 3 3 号の町への一部移譲についての緊急質問の件を議題として、採決します。

この採決は、起立によって行います。

中野議員の旧国道 3 3 号線の町への一部移譲についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第 1 2 として発言を許すことに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。

中野議員の、旧国道 3 3 号線の町への一部移譲についての緊急質問は、同意の上、日程に追加し、追加日程第 1 2 として発言を許すことを可決されました。

中野議員の発言を許します。

(中野克仁議員を指名)

中野議員 橘中津トンネル完成に伴う旧国道 3 3 号線の町道移管について、9 月議会常任委員会において質問させていただきました。

その際、町長は、確約はしていないという答弁をされていましたが、実際のところはどうか、正確に教えていただきたい。

議長 理事者の答弁を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 中野議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

9月議会のところでございますけれども、調査を行いました、平成26年の3月に、四国整備局長と久万高原町長の両方で、33号線に橋中津トンネルの移譲に伴う移管についての確認書は、取り交わされておりましたので、訂正して、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議 長 (中野克仁議員を指名)

中野議員 今、26年というふうにおっしゃられたようですが、私がいろいろと聞いてみたところは、23年3月に前町長のもとで移管の確認書を交わしていった、その期限は工事の延長等で、一旦、平成30年に切れていたようでございます。

そして、平成31年3月に、現在の町長のもとで、再度、この確認書が交わされていたというふうなことではないかと思いますが、国道を移管される。これはすなわち動産の取得につながりますが、取得については、議会の承認が必要な案件と思っております。

しかしながら、高規格の国道でございますので、管理や修繕に多額の支出を伴うことがあると思います。

また、移管区域は、災害も危惧されており、地盤沈下がずっと続いている箇所もあります。なぜこのような安全性に不安があり、財政負担を伴う、リスクのある案件について、議会との事前の協議が1回もなく、確認書を交わされておるといふふうな、独断で交わされたと思いますけれども、その理由と根拠を伺いたしたいと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 覚書の法的根拠ですけれども、国交省にも確認してございますけれども、移管に関しての議決の必要性ですけれども、議会の議決までは求めないというのが、そういうふうなところのように聞いております。

これは、日本国中でこういった国交省の様々なトンネルを含めた施設によっ

て、市町に移管をされるというのは、これまで通例、そのように行われてきたというふうに思っております。

もっとも、これは町道に移管という話でございますから、いずれ議会のほうへは、町道認定が、これは議決が必要でございますから、それは、例えば3月議会になるのか、そこらあたり、協議が必要かと思えますけれども、町道の認定については、議会の議決を求めるような形になろうというふうに思っております。

以上でございます。

議 長 中野議員、よろしいですか。

(中野克仁議員を指名)

中野議員 今の答弁でございましたら、もう国交省とは何の対応もせず、このままの状況で3月議会に町道認定の議案を提出するということでしょうか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 これは、これまでもございますし、移管をされた後、当然、維持管理費というのとは必要になってまいります。

これまでの例ですと、それは、それぞれの市町が移管されたところが、拋出をしているように理解をいたしておりますが、ただ、今回の橋中津トンネルにつきましても、移管をいただくときには、既にその申入れも行っておりますけれども、危険な箇所、あるいは必要でない工作物についての撤去は、国交省のほうでお願いをしたいという申入れは行ってございます。

したがって、そのようになる場合は、今後、不安を残さない中で、きちっと安全を担保いただいて、後に移譲をいただくと、そういうふうになろうかと理解をいたしております。

議 長 中野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条

ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(中野克仁議員を指名)

中野議員

この区域は、先ほど申しましたように、いろんな災害等の危険もはらんでおるといこともありますし、地域住民と国交省との間の境界の認定も、きっちりできてない箇所も、何か所もございます。

いろんな問題を抱えておるこの場所を、町道にするということは、私は反対です。

それと、今は高知県の仁淀川町とつながっておりますが、県境を越えたすぐ上に、防災の工事跡が残っており、洞門もできております。しっかりとした情報というわけではございませんが、仁淀川町のほうに少し聞いてみると、もしもあそこが潰れた場合は、もう仁淀川町では対処ができないので封鎖するということになります。

ということは、県境から、町道中津線がおりてきたところ辺りまでの間は、何もならない道にもなりますし、そこはほったらかしになるし、もらった意味がないといえますか、そういうふうなところもあると思います。

やっぱり国交省の事業に伴う今回のような移管、これは先ほど、町長もおっしゃられましたが、通例、慣例であったように思います。

しかしながら、もらうと、本当に町に負担がかかるものに対して、今まではそれでよかったかもしれませんが、今回、新型コロナが流行したことによって、大きく世の中が変化しています。これからどういうふうなことが起きるかも分かりません。特に、我が町は国の支出金等によって、経営が成り立っていきよところが大きい町であります。そういうところが、その財政負担をみすみす分かっておってそれをもらうということは、余りよくないことじゃないかな思うんです。

町長、任期中だけじゃなく、将来的にも町民の福祉の向上、それから健全で安心なまちづくりのために御腐心をされるのがお仕事ではないかと、私は思っておるんですけれども、そういう意味で先ほど言われたような対応でお済ましになるのか、これをお聞きしたいです。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 中野議員の、将来の町を思うお気持ちというのは、十分に尊重をいたします。もちろん、私も2期目の任期は任されておりますけれども、その後につきましても、当然、中野議員と同じように、町の将来には、しっかりと町が安定して栄えるように、努めていく責任は持っております。

今のお話でございますけれども、遡れば、柳谷村の時代に、あそこの安全を担保するという意味で、橘中津トンネルの申入れを行ったのが最初であろうと思っておりますけれども、その折に、既に、これはもう先ほど申し上げましたように、通例、そういったところを、国交省が担っていただいた後の道路であれ、あるいは工作物であれ、市町がそれをあと、きちんと受けて管理をするというようなところは、通例になっているところでございます。

したがって、たちまちこのことに関して、新たな考え方というのは、なかなか難しいところにあると思います。

ただ、今、議員もおっしゃられたように、これから私どもの町も含めて、地方のところが、非常に財源も厳しいところになっておりますから、これ、一石を投じていただけましたので、こと橘中津トンネルについてというわけにはいきませんが、これについては、先ほども申し上げましたように、そういった覚書もございますので、これについては、きちりと受け取るときに、危険箇所は、繰り返し言いますけれども、きちと整備をしていただいた後に受け取るというふうな方向になりますけど。

今、お話しをいただいたようなところは、これからそのあたりのところは一つの考え方であろうと思っておりますから、大変貴重な御意見だと思っておりますから、今後、町村会や、あるいはまた県との意見交換会の中で、今の貴重な提言、私なりにしんしゃくして、しっかり述べていきたいと思っております。

議 長 (中野克仁議員を指名)

中野議員 通例というものは、なかなか覆すことが難しいものでございますが、しかし

ながら、先ほども申しましたように、これから新しい時代がくるという意味で、ぜひ町長には頑張っていたいただきたいと思うのですが、もう一度、条件その他について、国交省と話し合っていたいただきたいと思うので、議会のほうとも連絡をとり、協力しながら、その辺、やっていただけたらなと思うんですけれども、お約束いただけますでしょうか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 あやふやなことは申し上げるべきではないと思います。ただ、なかなかこれについて、今後について、国土さんのほうで、管理については、費用も含めてという話にはいかないと思います。

ただ、先ほども申し上げましたように、この移管に対して、議員御指摘のように、あの地は非常に脆弱な地形でもありますから、そのあたり、後顧の憂いがないように、建設課も道路事情は承知しているはずでございますから、そのあたり、しっかりと打合せをしながら、今、申し上げましたように、安全・安心が担保できる、それを確認した後に受け取るような、頂けるような方向で、これはそのようにしっかりと胸に刻んでおきたいと思います。

以上でございます。

議 長 中野議員、よろしいですか。

(中野克仁議員を指名)

中野議員 しつこくてすみません。

もう一度、十分、協議をしていただいて、3月議会に町道認定の議案を出されるようにしていただきたいと申し上げたんですが、連絡、それから協議をしていただけますか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 受け取りについては、さっきも申し上げましたように、今後の計画の中で、私どもの橘中津に特化しただけじゃなくて、全国の市町の方々とも、また県とも協議すると、そういうような方向は、それはきちっとまた提言もしてまいりたいと思います。

ただ、こと今回の橘中津トンネルにつきましては、繰り返しになりますけれども、補修あるいは、必要ない物の除却、そのあたりはしっかりお願いしなすということは、再度申し上げて、その上で3月議会になりましようか、あるいはその向こうになるかも分かりませんが、町道認定を議会のほうに御了解いただけるように、提案をしてまいりたいと思います。

現在、申し上げれるのは、ここまでかなというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

議 長 中野議員、よろしいですか。

中野議員の緊急質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。 (午後4時33分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後4時38分)

議 長 お諮りします。

お手元に追加議事日程2が配付されています。

これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、日程を追加して、議題とすることに決定をいたしました。

議 長 追加日程第13、議案第109号「動産の取得について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 先ほどの設備の関係では、金額は800万ほどのものでもプロポーザル、今回、仮想サーバーといったことで、庁内LANの端末仮想サーバー設備ということで、これもプロポーザルでやるべきじゃなかったのかなと思うのですが、プロポーザルでやったりやらなかったりというのは、どういう区分をして、入札方法を決めているんでしょうか。なぜプロポーザルでやらなかったのか。もう既に業者は決まっておったんですか。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

こちらについては、しっかりと仕様書あるいは設計書、業者に示しまして、それぞれそのレベルをこなせる業者を指名させていただいて、入札をさせていただいたということでございます。

先ほどのプロポーザルにつきましては、先ほど申し上げましたように、工程ですとか、あとのアフターサービスのほうを重視いたしまして、プロポーザルいたしましたものでございます。

おっしゃられた、初めから業者は決まっておったんじゃないかという御質疑でございますけれども、絶対、そのようなことはございません。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 じゃあ、7,672万6,100円、この契約の部分については、アフターとか、保守管理とか、そういうものは生じないということですか。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 こちらのサーバー等については、十分な保守管理をしていないと、きちっとした運用ができない恐れもございますので、保守管理は発生するものというふうに考えております。

議 長 よろしいですか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 いま一度、プロポーザル、保守管理が伴うはずなんですよ、これも。設備投入したらですね。以後は。

だから、片一方はプロポーザル、片一方は一般競争入札というのが、非常に分かりにくいんですよ、これ。

だから、そこをもう少し明確に、簡潔に言っていただけませんか。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 このプロポーザルにつきましては、単に金額の比較だけで業者を決められないというものを、プロポーザル方式としてやっております。

なお、一定のレベルをもって指名した業者が、品質をちゃんと保証できる工事、あるいは納入ができるというものについては、指名競争入札でやっておるといふところになろうかと思えます。

議長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の一般競争入札については、品質を仕様書によって、その中でどなたでも一般競争入札でとられたら、品質の保証ができると、そういうことが間違いなくできるという意味で、選ばれたんですか。しかし、品質の劣化というのは、当然、今後あるはずですから、当然、これはプロポーザルに該当するものと思いますけれども、それでも一般競争入札でよかったということですか。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 この入札につきましては、指名競争入札というところで、実績ですとか、あるいはきちんとした保障がされる業者をこちらで指名させていただいて、入札に参加をしていただいております。

ですから、一般的に応募いただいて入札をしておるというものではございません。

劣化がするということでございますけれども、劣化については、当然、形あるものですので、いずれは劣化していくものでございますけれども、それについては、十分な手入れですとか、保守管理しながら、できるだけ貴重な機械でございますので、品質管理ができるようにしてまいりたいというふうに考えております。

議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第109号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第109号「動産の取得について」は、理事者提案のとおり、可決することに決定をいたしました。

議長 お諮りします。
以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。
したがって、これで閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、本定例会は、これで閉会することに決定しました。
これで、本日の会議を閉じます。 (午後4時46分)
町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町 長

御挨拶を申し上げます。

12月議会、議員の皆様方には、大変お世話になりました。ありがとうございました。

上程をいたしました議案、それぞれお認めをいただき、心から感謝申し上げます。

なお、審査いただく中で、頂きました示唆に富んだ御意見につきましては、しっかりと胸に置きながら、厳しい時代でございますけれども、間違いなき行政の推進に努めてまいりたいと思いますので、今後とも御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、コロナの件につきましては、全く油断ができない状況が続いております。私どももできる限りのことを行いながら、町民の皆様方への注意喚起、続けて、しっかりと行っていきたくと思いますが、どうぞこのことにつきましても、今後とも御協力をよろしくお願い申し上げます。

いよいよ年末もあと僅かとなりましたし、また年が明けますと、議員の皆様方にはお忙しい時期も迎えることと思っておりますけれども、どうぞお体御自愛をいただき、ますます御健勝でありますように、心からお祈り申し上げ、本議会のお礼の御挨拶にかえさせていただきたいと思っております。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議 長

12月定例議会閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

令和2年は、世界全体がコロナ禍に翻弄された1年でありました。人の心も、生活も、大混乱を来したまま、その収束はいまだに見えない状況にあります。

全ての価値観が大きく変貌しようとしているのも事実であります。人知は必ず闇の中に光を見つけてくるでしょう。今、私たちは、コロナ禍後の全ての存在意義を指向し、キャッチする努力をしなければならないときだと思っております。

12月定例議会が皆様の活発な質疑のもと終えられましたことに、心から感謝を申し上げます。

向後寒さ厳しき折から、くれぐれもお体御自愛いただき、令和3年をお迎えいただきますよう心から御祈念を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

事務局

(終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員